

2023年9月27日

各位

会社名 株式会社 BCJ-76  
代表者名 代表取締役 杉本 勇次

株式会社システム情報（証券コード：3677）の株式に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 BCJ-76（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年9月27日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のプライム市場（以下「東京証券取引所プライム市場」といいます。）に上場している株式会社システム情報（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び存続予定株式（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）を取得することにより、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

株式会社システム情報

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

2023年9月28日（木曜日）から2023年11月10日（金曜日）まで（30営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 普通株式1株につき金930円

(5) 買付け予定の株券等の数

買付予定数 19,474,378株

買付予定数の下限 11,773,700株

買付予定数の上限 -株

(6) 公開買付代理人

株式会社 SBI 証券

(7) 決済の開始日

2023 年 11 月 17 日 (金曜日)

## 2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LP が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）により持分の全てを間接的に所有されている合同会社 BCJ-75（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、対象者の普通株式を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として、2023 年 9 月 13 日に設立された株式会社です。なお、本日現在、公開買付者及び公開買付者親会社は、対象者株式を所有しておりません。

ベインキャピタルは全世界で約 1,750 億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては 2006 年に東京拠点を開設して以来、50 名以上の従業員により投資先に企業価値向上に向けた取り組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、数々の価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、株式会社 IDAJ、株式会社エビデント（旧オリンパスの科学事業）、インパクトホールディングス株式会社、株式会社マッシュホールディングス、日立金属株式会社（現株式会社プロテリアル）、株式会社ネットマーケティング、株式会社トライステージ、株式会社 Linc'well、日本セーフティー株式会社、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社（現 STORES 株式会社）、株式会社ニチイ学館、昭和飛行機工業株式会社、チャーテデジタル株式会社（現エンバーポイント株式会社）、株式会社 Works Human Intelligence、東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社）等、30 社に対して、そしてグローバルでは 1984 年の設立以来約 300 社、追加投資を含め 1,150 社以上に対して投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び存続予定株式を除きます。）を取得することにより、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 1）のための一連の取引の一環として、本公開買付けを実施いたします。

（注 1） マネジメント・バイアウト（MBO）とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

本公開買付けに際し、公開買付者は、2023年9月27日付で、対象者の創業者であり2019年12月まで代表取締役会長であった、対象者の第3位の大株主である松原春男氏（以下「松原春男氏」といいます。）の資産管理会社であり、対象者の第1位の大株主である株式会社エイチエムティ（以下「エイチエムティ」といいます。）との間で、エイチエムティが、その所有する対象者株式の全て（2,627,600株、所有割合（注2）：11.37%。以下「エイチエムティ存続予定株式」といいます。）について本公開買付けに応募しないこと、本臨時株主総会（下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）において、その所有する全ての対象者株式に関して、本株式併合（下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）に関する議案に賛成すること、また、本株式併合の効力発生後に対象者が実施する予定の本自己株式取得（以下に定義します。以下同じです。）に応じてエイチエムティ存続予定株式の全てを売却すること等を内容に含む公開買付不応募契約書を締結しております。

（注2）所有割合とは、対象者が2023年8月10日に提出した「第44期第3四半期報告書」（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された2023年8月10日時点の発行済株式総数23,672,000株から、本四半期報告書に記載された2023年6月30日時点の対象者が所有する自己株式数（以下、対象者が所有する自己株式の記載において同じです。）570,022株を控除した株式数23,101,978株（以下「自己株式控除後発行済株式総数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

さらに、公開買付者は、2023年9月27日付で、松原春男氏が社会貢献を目的として設立した、対象者の第6位の大株主である一般財団法人松原奨学財団（以下「松原奨学財団」といいます。）との間で、松原奨学財団が所有する対象者株式の全て（1,000,000株、所有割合：4.33%。以下「松原奨学財団所有株式」といいます。）について本公開買付けに応募しないこと、また、本臨時株主総会において、その所有する全ての対象者株式に関して、本株式併合に関する議案に賛成すること、また、本株式併合の効力発生後に公開買付者と対象者の間で本三角株式交換（以下に定義します。）を実施すること等を内容に含む公開買付不応募契約書を締結しております。

以上より、上記のエイチエムティ及び松原奨学財団（以下、総称して「存続予定株主」といいます。）が本公開買付けに応募しないことを合意した株式数（以下「存続予定株式」といいます。）は3,627,600株（所有割合：15.70%）となります。

また、公開買付者は、松原春男氏との間で、2023年9月27日付で応募契約を締結し、松原春男氏が所有する対象者株式の全て（所有株式数：1,721,400株、所有割合：7.45%。以下

「応募合意株式（松原春男氏）」といたします。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

加えて、公開買付者は、対象者の代表取締役社長であり第5位の大株主である鈴木隆司氏（所有株式数（注3）：1,321,440株、所有割合：5.72%。以下「鈴木氏」といたします。）との間で、2023年9月27日付で応募契約を締結し、鈴木氏が所有する対象者株式の全て（以下「応募合意株式（鈴木氏）」といたします。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

（注3）鈴木氏は1,321,440株のほか、対象者の役員持株会を通じて、対象者株式を間接的に10,308株（所有割合0.04%）保有しておりますが、本応募契約において本公開買付けに応募する旨を合意している対象者株式数には、役員持株会を通じて保有するものは含まれていません。

さらに、公開買付者は、松原春男氏の親族であり対象者の第9位の大株主である加藤淳子氏（所有株式数：452,000株、所有割合：1.96%。以下「加藤淳子氏」といたします。）、対象者の元取締役である作間栄氏（所有株式数：168,900株、所有割合：0.73%。）、松原春男氏の親族である松原春彦氏（所有株式数：148,200株、所有割合：0.64%。）、対象者の従業員である佐藤正之氏（所有株式数：142,000株、所有割合：0.61%。）、対象者の従業員である葭原秀之氏（所有株式数：128,000株、所有割合：0.55%。）、対象者の元取締役である長瀬昇二氏（所有株式数：76,000株、所有割合：0.33%。）、対象者の従業員である酒井久吉氏（所有株式数：58,400株、所有割合：0.25%。）、株式会社アイキューブ（所有株式数：55,500株、所有割合0.24%。）、対象者の従業員である林恭孝氏（所有株式数：51,000株、所有割合：0.22%。）、対象者の従業員である梅原隆氏（所有株式数：49,200株、所有割合：0.21%。）、対象者の完全子会社である株式会社SICデジタルの取締役である増田行男氏（所有株式数：46,200株、所有割合：0.20%。）、対象者の元従業員である菊池方希氏（所有株式数：45,900株、所有割合：0.20%。）、対象者の元従業員である立川昇氏（所有株式数：42,680株、所有割合：0.18%。）及び対象者の従業員である芹澤靖氏（所有株式数：42,000株、所有割合：0.18%。）との間で、2023年9月27日付でそれぞれ応募契約を締結し、これらを合計した対象者株式数1,505,980株（所有割合：6.52%、応募合意株式（松原春男氏）、応募合意株式（鈴木氏）と合わせた所有株式数：4,548,820株、所有割合：19.69%）を本公開買付けに応募することを合意しております。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、11,773,700株（所有割合：50.96%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といたします。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限（11,773,700株、所有割合50.96%）以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。なお、買付予定数の下限は、対象者の自己株式控除後発行済株式総数（23,101,978株）に係る議決権数（231,019個）に3分の2を乗じた数（154,013個、小数点以下を切り上げ）から、存続予定株式3,627,600株に係る議決権数（36,276個）を控除した議決権数（117,737個）に100株を乗じた数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び存続予定株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者及び存続予定株主のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として株式併合の実施を想定しているため、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び存続予定株主が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を保有することとなるようにするためです。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から47億円を限度とする出資を受けるとともに、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社あおぞら銀行から本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）の前営業日前までに138億円を上限として借入（以下「本買収ローン」といいます。）を受けるとを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。本買収ローンに係る融資条件の詳細は、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社あおぞら銀行と別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者がエイチエムティ存続予定株式を取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施し

ない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、仮にエイチエムティが本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり737円を予定しています。本自己株式取得は、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点からベインキャピタルからエイチエムティに提案したものです。

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得後に、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、公開買付者を株式交換完全親会社とし、対象者を株式交換完全子会社とし、株式交換の対価を公開買付者親会社(注4)のA種優先株式(以下「本A種優先株式」といいます。)とする株式交換(以下「本三角株式交換」といいます。)を実施する予定です(注5)。本三角株式交換の成立後は、対象者の株主は公開買付者のみとなり、松原奨学財団に対して本A種優先株式が交付される予定です。本三角株式交換の具体的な日程等の詳細については本日現在未定ですが、本A種優先株式の内容としては①公開買付者親会社が剰余金の配当を行う場合、本A種優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立って配当を行うこと、②本A種優先株式は公開買付者親会社の株主総会の議決権を有さないこと、③公開買付者親会社が公開買付者親会社株式の上場をする場合、公開買付者親会社の取締役会(取締役会非設置の場合は取締役)により定める日をもって、公開買付者親会社は本A種優先株式の全部を、同価値の公開買付者親会社の普通株式を対価として取得することができるが、それぞれ定められる予定です。

(注4) 公開買付者親会社は、本公開買付けに係る決済の開始日から本三角株式交換の効力発生日までの間に、合同会社から株式会社に組織変更することを予定しております。

(注5) 本三角株式交換の交換比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性(法第27条の2第3項)の趣旨に反しないよう、松原奨学財団所有株式の価値は本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同額で評価し、本公開買付価格よりも有利な条件とならない株式交換比率を設定いたします。なお、本A種優先株式には優先配当権が付与されていますが、議決権が付与されていないので、公開買付者親会社の普通株式の時価と同一と評価する予定です。また、公開買付親会社の普通株式の価値を評価する前提となる対象者株式の価値は、本公開買付価格と同額と評価する予定です。

松原奨学財団は、公開買付者親会社の本A種優先株式を継続して所有することが予定されていますが、その理由は、経済的に困窮している学生や、経済的理由から進学を断念せざるを得ない若者を支援する松原奨学財団の公益性の高さに鑑みて、松原奨学財団に対し本取引後も継続して返還不要の給付型奨学金を支給する原資を提供する意義があると公開買付

者が考え、その方法として、松原奨学財団が本 A 種優先株式を所有し、その配当として松原奨学財団に対し対象者から受領していたのと同等の金額の配当を行うこととしたためであり、松原奨学財団による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものです。

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得後に、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、公開買付者親会社に対する鈴木氏の出資割合が 2.9%程度及びエイチエムティの出資割合が 1%程度となるように、鈴木氏及びエイチエムティが本取引により受領した金銭の一部を公開買付者親会社に再出資することを予定しております（以下、鈴木氏及びエイチエムティによる公開買付者親会社に対する再出資を「本再出資」といいます。）。なお、鈴木氏及びエイチエムティの出資割合は、本取引後の鈴木氏及び松原春男氏の対象者の経営に対する関与の程度を踏まえ、鈴木氏及びエイチエムティに対し本取引後の対象者の企業価値向上に向けたインセンティブを付与する必要性を考慮して、公開買付者が鈴木氏及びエイチエムティと協議の上で合意したものです。また、公開買付価格の均一性（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触しないよう、本再出資における公開買付者親会社の普通株式 1 株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格とし、かつ（本再出資が第三者割当増資の方法により行われる場合は）払込価額が「特に有利な金額」（会社法第 199 条第 3 項）に該当しない金額（但し、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているものではありません。

鈴木氏から公開買付者親会社が再出資を受ける理由は、鈴木氏は、本取引後は退任予定ではあるものの、適切な後任者が決定されるまでの一定期間は、本公開買付け後の対象者の経営に関して、ベインキャピタルと鈴木氏との間で、対象者の代表取締役としての職務を委託する旨の経営委任契約を締結したうえで、現任のまま代表取締役社長として留任することを予定しております。また、鈴木氏は、退任後も顧問又は会長等の類似する役職に就き、対象者の経営について一定程度関与することを予定しており、鈴木氏に対して、本取引後も、対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブを有してもらうことを企図したものであり、鈴木氏による再出資は、鈴木氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものです。また、エイチエムティが再出資をする理由は、対象者の創業者である松原春男氏より、本取引後も対象者の事業の発展に貢献したいという意向が示されたことから、公開買付者としても、松原春男氏とその資産管理会社であるエイチエムティからの出資を通じて引き続き対象者を支援することに意義があると考えたものであり、松原春男氏及びエイチエムティによる本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものです。

### 3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付

者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び存続予定株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により本スクイズアウト手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の2024年1月中旬の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本決済開始日後の近接する日（本日現在において、2023年11月中旬を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者が2023年9月27日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び存続予定株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生じる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することになります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条及び第234条第2項乃至第5項その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。

当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者、存続予定株主のみが対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（存続予定株主及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。但し、本公開買付け後において、松原奨学財団が所有する対象者株式数を上回る数の対象者株式を所有する株主（公開買付者及びエイチエムティを除きます。）が存在する場合（又は、松原奨学財団が所有する対



対象者株式数を上回らないものの、それに相当程度近い数の対象者株式を所有する株主が存在する場合)、公開買付者は、エイチエムティ及び松原奨学財団と協議のうえ、本公開買付けの成立後に予定している対象者の株主を公開買付者、エイチエムティ及び松原奨学財団のみとなるように、必要な措置を講じる予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主（公開買付者、存続予定株主及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（存続予定株主及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（存続予定株主及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

なお、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### 4. 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「3.本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び

存続予定株式を除きます。)の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止になります。なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

以上